

一般社団法人京葉地区植物検疫協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人京葉地区植物検疫協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉市中央区に置く。

(剰余金の分配)

第3条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(利益供与の禁止)

第4条 本会は、特定の団体又は個人に特別の利益を与えることができない。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）の趣旨にのっとり、植物防疫に関係のある者の事業及び国が行う植物検疫事業の円滑な推進を図り、もって我が国の農林産業の安定及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的達成のため、千葉県内において、次の事業を行う。

- (1) 植物検疫に関する啓蒙及び普及
- (2) 植物検疫に関する書類の作成及び検査の立会
- (3) 輸出入植物の選別、消毒の立会
- (4) 植物検疫に必要な調査研究及び諸情報の収集並びに資料の配付
- (5) 植物防疫所その他関係機関との連絡協調
- (6) 輸出こん包材に関する消毒証明及びアジア型マイマイガに関する不在証明
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第7条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号 以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第9条 会員は、総会において定めた会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散したとき。

第4章 総会

(種類及び構成)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

3 第1項の通常総会をもって、一般法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第16条 総会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、第22条に規定する理事長がこれに当たる。

- 2 議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

- 3 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合に、会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員 の 設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上 16名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第23条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会においてこれを選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

理事の職務及び権限

第24条 理事は、この理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本会の業務を執行する。

(監事 の 職務 及び 権限)

第25条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補充のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除及び限定)

第 29 条 本会の役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 本会は、一般法人法第 111 条第 1 項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって組織する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の職務の執行の決定
- (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において副理事長の中から選出する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって、構成する。

- (1) 一般社団法人への移行登記の前日を基準日とする貸借対照表に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 検査立会料
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画及び収支予算の案については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号から第2号までの書類については、報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則)

第43条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款を変更する場合は、総会における特別決議を経なければならない。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく千葉県に届け出なければならない。

(合併等)

第45条 本会は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益法人目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第47条 本会が清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第48条 本会の業務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

4 事務局長及び職員の任免は、理事長がこれを行う。

(帳簿及び書類の備付け)

第49条 本会は、次に掲げる帳簿及び書類を事務所に備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 一般社団法人移行認可書

(5) 一般社団法人の登記に関する書類

(6) 総会及び理事会の議事録

(7) 財産目録

(8) 役員等の報酬支給基準

(9) 事業計画書及び収支計算書

(10) 事業報告書及び計算書類等

(11) 監査報告書

(12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 帳簿及び書類等の備置期間及び閲覧については、法令の定めるほか、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、千葉県下で発行される「千葉日報」紙に掲載する方法による。

第 11 章 補 足

(委 任)

第 51 条 本会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

付 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。

代表理事（理事長） 藤原 茂
業務執行理事（副理事長） 深尾 祐一
業務執行理事（副理事長） 大町 恵一
業務執行理事（専務理事） 岩本 清

3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、同第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記日の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。